

2026 年 10 月

【1 分解説】標準報酬月額の上限引上げとは？

資産運用調査部 フェロー 谷口 智明

標準報酬月額の上限引上げとは、会社員や公務員等が加入する厚生年金の保険料や年金額の計算に使う「標準報酬月額」の上限を引き上げる制度改正です。標準報酬月額は、基本給に残業手当や通勤手当等を加えた給与を一定幅で区分した金額で、原則毎年 4～6 月の報酬を基に決まります。現在は 8.8 万円から 65 万円までの 32 等級に分かれています。健康保険の保険料算定にも使われますが、今回の対象は厚生年金です。

厚生年金保険料は標準報酬月額に保険料率を掛けて計算するため、上限等級に達すると、給与が増えても保険料は変わらず、超過分は将来の年金額にも反映されません。2025 年の年金制度改正で、上限は 2027 年 9 月に 68 万円、2028 年 9 月に 71 万円、2029 年 9 月に 75 万円へ段階的に引き上げられます。2027 年 9 月の上限改定は 2020 年 9 月以来 7 年ぶりで、賃金上昇を踏まえ、収入に応じた負担と給付に近づける狙いがあります。改定基準も、全被保険者の平均標準報酬月額の 2 倍から、最高等級に該当する人の割合を基準とする仕組みに変わります。

厚生労働省の試算では、引上げ完了後、給与が月 75 万円以上の方は、本人の保険料負担が月約 9,100 円増える一方、10 年加入すると、将来の年金額は月約 5,100 円増えます。また、年金財政の改善を通じ、厚生年金全体の将来の給付水準を底上げする効果も見込まれています。

関連レポート

・「在職高齢年金制度と『年金の壁』65 万円への引き上げ～『エイジレス社会』に向けて広がるシニアの就労・年金・資産の選択肢～」(2026 年 4 月) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/593072.html>